

Information News 第127号

いつも大変お世話になっております。ハウス食品分析テクノサービスでございます。

2020年8月3日～2020年8月14日の期間に発表された、食品に関連する話題を各省庁Webサイトより抜粋し、お届け致します。

2週分まとめての配信のため、情報が多くなっております。ご了承ください。

なお、バックナンバーは弊社ホームページにも掲載しております。

<https://food-analab.jp/news/index.html>

★★分析テクノサービスからのお知らせ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

ハウス食品分析テクノサービスでは、日頃のご愛顧にお応えいたしまして、食物アレルギーのうち特定原材料7品目（卵・乳・小麦・そば・落花生・甲殻類

（えび／かに））のELISAスクリーニング検査を特別価格にて実施させていただきます。

弊社では、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」に従い、精度高い試験を実施いたします。また、自動分析装置を導入しており、多検体ご依頼にも対応可能です。この機会に、是非ご依頼下さい。

▼▼キャンペーン詳細はこちら▼▼

<https://food-analab.jp/news/dbpdf/320595951af1cc4.pdf>

★★

<厚生労働省>

・薬生食輸発0804第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（韓国産二枚貝の下痢性貝毒）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000656219.pdf>

・薬生食輸発0805第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（ベトナム産食品のサイクラミン酸に係る検査命令対象製造者の追加）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000656577.pdf>

・薬生食輸発0813第1号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（中国産ばれいしょのハロキシホップ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000658849.pdf>

・輸入食品に対する検査命令の実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12960.html

⇒中国産ばれいしょ、その加工品より農薬ハロキシホップが基準値を超えて検出され、検査命令となっています。

・薬生食輸発0813第2号「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（中国産赤とうがらしのパクロブトラソール、ねぎのチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ、米国産セロリのピフェントリン並びにベトナム産冬瓜のメタラキシル及びメフェノキサム）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000659166.pdf>

⇒中国産ばれいしょのハロキシホップは、検査命令となったためモニタリング計画から削除されています。その他については、検査実績から検査頻度が緩和され、モニタリング計画から削除されています。

・薬生食輸発0814第1号「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（オーストラリア産アーモンド加工品及びトルコ産乾燥りんご）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000659349.pdf>

表記農産品について、検査実績から検査頻度が緩和され、モニタリング計画から削除されています。

・薬生食監発0805第1号「英国から輸入される牛肉等の取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000656930.pdf>

・薬生食監発0805第2号「英国から輸入されるめん羊肉等の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000656931.pdf>

・生食発0806第2号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」の一部改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000658267.pdf>

・薬生食監発0807第1号「月齢制限の廃止に伴うフランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000657592.pdf>

・薬生食監発0807第2号「月齢制限の廃止に伴うフランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000657593.pdf>

・「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（イマザピル等3品目）の残留基準設定）に関する御意見の募集について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200174&Mode=0>

⇒農薬イマザピル、オキシリニック酸、トルピラレートの3品目について、残留基準が設定される見込みです。

<農林水産省>

・豪州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/200803.html>

・野菜の生育状況及び価格見通し（令和2年8月）について
<https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/engei/200804.html>
⇒指定野菜14種（消費量が多く、国民生活にとって重要な野菜として野菜生産出荷安定法で定められた野菜：ダイコン、ニンジン、ハクサイ、キャベツ、ホウレンソウ、ネギ、レタス、キュウリ、ナス、トマト、ピーマン、ジャガイモ、サトイモ、タマネギ）のうち、**にんじん、はくさい、レタス、きゅうり、なす、ピーマン、ばれいしょの価格が高めで推移する見込みです。**

・「2020年1-6月（上半期）の農林水産物・食品の輸出実績」について
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/200804.html>
⇒2020年1-6月（上半期）の農林水産物・食品の輸出額は、4,120億円、前年同期比8.2%の減少となりました。水産物の落ち込みが大きくなっています。

・#元気いただきますプロジェクトが始まります！
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/200804.html>
⇒新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が顕著な品目について、販売を促進するために国産農林水産物等販売促進緊急対策を実施しています。この度、ロゴマークが決定しました。

・令和元年度食料自給率・食料自給力指標について
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/200805.html>
⇒**カロリーベースの食料自給率は38%（対前年度比+1ポイント）、生産額ベースの食料自給率は66%（対前年度比差なし）となりました。**

・植物検疫が切手のデザインに！
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/keneki/200805.html>

・商慣習見直しに取り組む事業者の募集
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200812.html>
⇒食品関連事業者における食品ロス削減の取組の推進のため、商慣習見直しの取組を実施する事業者を本日から募集し、本年10月30日の「全国一斉商慣習見直しの日」に応募の

あった事業者名を公表します。

・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）（案）についての意見・情報の募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003155&Mode=0>

⇒“いのちを守る作業安全は全てに優先する。” “作業安全の確保は経営が継続発展するための要である。”などの規範が制定される見込みです。

＜消費者庁HP掲載の回収情報＞

| | |
|---------------|---------------------|
| 消費／賞味期限関連 | 8件 |
| 微生物関連 | 4件（大腸菌群2，カビ1，菌種不明1） |
| アレルギー関連 | 4件 |
| 包材関連 | 3件（シール不良3） |
| 残留農薬／動物用医薬品関連 | 3件（農薬） |
| 品質関連 | 1件（膨張） |
| 添加物関連 | 1件（アセスルファミカリウム） |
| 営業許可関連 | 1件 |

計 25件

⇒氷菓で大腸菌群が検出され、回収命令となっています。

⇒生鮮エゴマの葉より農薬テトラコナゾールが基準値を超えて検出され、回収命令となっています。

⇒レトルト食品で膨張が発生し、自主回収が行われています。

★★分析テクノサービスからのお知らせ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

袋詰め未開封製品で膨張事例が発生した場合、企業側は迅速な対応を迫られますが、その原因はピンホール、殺菌不良、化学反応など様々です。弊社では数多くの事例で培われた技術、経験を用いて、膨張原因を究明致します。膨張原因が微生物起因であった場合は、当該微生物のDNA検査による同定も可能です（費用別）。

また、原因究明に引き続き、工程改善や工場診断などのコンサルティングサービスも実施しています。

お気軽にお問い合わせください。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

※本メールは、過去に弊社にご依頼を頂いたり、お名刺交換をさせていただいたお客様に配信しております。本メールがご不要のお客様は、ご一報いただけましたら、次回より配信を停止致します。

※万一、お客様のご所属・ご氏名に誤りがございましたらご一報下さい。速やかに修正致します。

株式会社ハウス食品分析テクノサービス
インフォメーションニュース係
Mail: info2@food-analab.co.jp

〒284-0033千葉県四街道市鷹の台1丁目4番
TEL:043-237-5676 FAX:043-237-2912
URL:<https://food-analab.jp/>